

**平成29年度
新文化産業（伝統産業）発展強化支援
事業費補助金募集要項**

【募集期間】

平成29年4月12日（水）～5月12日（金）17時必着

【問い合わせ先】

京都リサーチパーク株式会社

産学公連携部 担当者：市川・白水

住 所：〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134

電 話：075-315-8491

E-mail:dsn-info@krp.co.jp

平成29年4月

1 事業の目的

新文化産業発展強化支援事業は、京都の伝統産業事業者等が新たな商品開発、販路開拓、新分野進出等の意欲的な事業展開を行うに当たり、新規に雇用した人材の研修、スキルアップ等に要する経費の一部を支援する事業で、京都の伝統産業の活性化と成長発展を図ることを目的とします。

2 補助対象事業者

(1) 及び (2) の要件を満たす者であることが必要です。

- (1) 平成29年4月1日以降に、新たに従業員を雇用した又は原則、平成29年12月中に雇用を予定している京都府内の伝統産業のものづくり事業者

「京都府内の伝統産業」とは、

①京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例（平成17年京都府条例第42号）第9条第1項の規定により指定された京もの指定工芸品を製造する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者並びに企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）であって、主たる事務所を府内に有するもの

②京都市伝統産業活性化推進条例（平成17年10月15日施行）に基づき、条例第2条に規定する京都市の伝統産業74品目（京都市伝統産業活性化推進審議会の答申を受けて決定されたものをいう。）を製造する中小企業者であって、主たる事務所を市内内に有するもの

※別添参照「京都府内の伝統産業一覧」

- (2) 補助対象事業者の中に次の各号に該当する者が含まれない。

- ①役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ②暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与

するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑦補助対象事業者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（前号に該当する場合を除く。）に、当社が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、補助対象事業者がこれに従わなかったとき。

3 補助対象事業

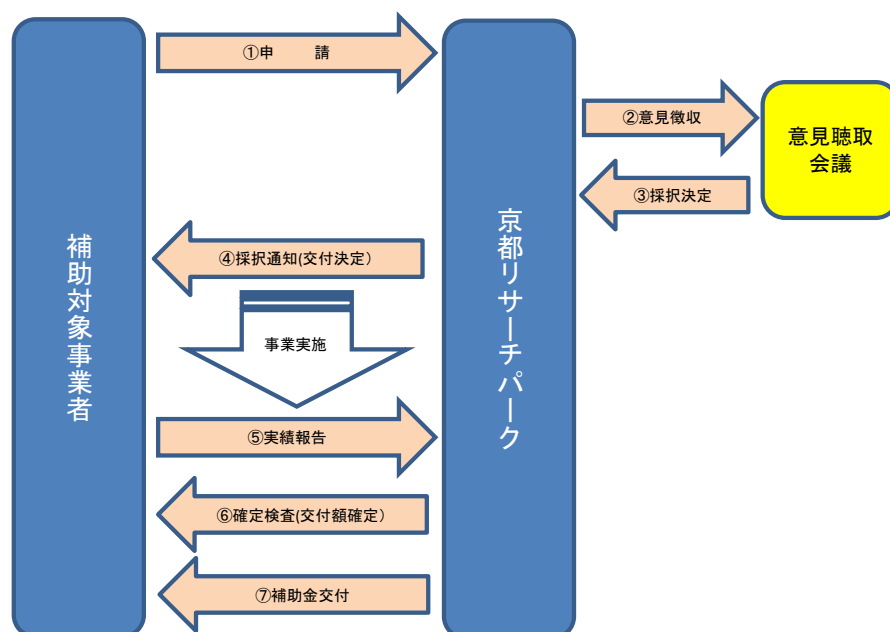
補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業です。

- ① 新規雇用者の技術習得、スキルアップのために行う研修事業
- ② 新規雇用者への事業承継を見据えた後継者育成事業

4 補助事業期間

本補助事業期間は、交付決定日から平成30年1月31日までとなります。

5 事業のスキーム



6 補助対象経費

① 補助対象事業の実施に要した経費(消費税は除きます)

想定例 新たに雇用した社員を対象とした接遇や会計研修などを業者に委託又は受講に要した経費

② 補助対象事業に指導者として従事した補助対象事業者の代表者又は従業者の各月の補助事業総従事時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間とします。)に補助単価を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。)

※補助単価とは、補助対象事業に指導者として従事した補助対象事業者の代表者又は従業者の1時間当たりの賃金単価です。ただし、上限は1時間当たり2,500円とします。

想定例：新たに雇用した技術社員(職人)を育成するため、従業員が技術・技法を指導。

指導従業員の賃金時間単価 × 1カ月の指導時間

7 補助限度額等

新規雇用者1人当たり、月額10万円とします。

補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

8 応募手続の概要

① 募集期間 平成29年4月12日(水)～5月12日(金) 17時必着

② 提出先(問い合わせ先)

京都リサーチパーク株式会社 産学公連携部 担当者：市川・白水

住所：〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134

電話：075-315-8491

E-mail: dsn-info@krp.co.jp

③ 提出書類

・平成29年度新文化産業発展強化支援事業費補助金交付申請書

④ 提出方法

・郵送又は持参

上記の締切日の17時までに受付できるように余裕をもって提出してください。

郵送で提出の際は、封筒の表面に「新文化産業発展強化支援事業費補

助金申請書類在中」と朱書きしてください。

書類を郵送される場合には、簡易書留や特定記録などを利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法でお送りください。

なお、F A Xによる提出は受付できません。

9 選考及び交付の決定

選考は、別に設置する意見聴取会議において、資格要件及び事業内容等について、委員の意見を聴いて、決定いたします。

また、選考結果については、採択の可否を書面で通知します。

主な着眼点は以下のとおりです。

「事業の実現可能性」、「事業の継続性」、「事業効果」等

10 補助金の交付

補助金の交付については、補助対象事業の完了後、10 日以内又は平成 30 年 2 月 9 日（金）のいずれか早い日までに事業報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により、交付すべき補助金の額を確認した後、精算払いとなります。

11 交付決定後の注意事項

- ① 交付決定を受けた後、本事業の内容を変更しようとする場合又は本事業を廃止しようとする場合等には、事前に承認を受けなければなりません。
- ② 補助事業期間中において、事業の遂行状況等を現地調査等により適宜確認いたします。また、事業成果をホームページ等で公開することがあります。
- ③ 補助金交付要領等に違反をした場合や、補助金を目的外に使用した場合には、交付決定の取り消し、補助金の返還を求めることがあります。
- ④ 補助事業に関する証拠書類については、事業実施年度の終了後 5 年間は保存願います。
- ⑤ 事業終了後も、新規雇用者の雇用状況について確認を行います。

京都府内の伝統産業一覧

京都府・京都市共通の伝統産業指定品

1	西陣織	2	京鹿の子絞	3	京漆器	4	京仏壇
5	京仏具	6	京友禅	7	京小紋	8	京指物
9	京繻	10	京くみひも	11	京焼・清水焼	12	京扇子
13	京うちわ	14	京黒紋付染	15	京石工芸品	16	京人形
17	京表具	18	京房ひも・燃ひも	19	京陶人形	20	京都の金属工芸品
21	京象嵌	22	京刃物	23	京の神祇装束調度品	24	京銘竹
25	京の色紙短冊和本帖	26	北山丸太	27	京版画	28	京たたみ
29	京印章(印刻)	30	京七宝	31	京竹工芸(竹工芸)		

京都府のみが指定している「京もの指定工芸品」

1	丹後藤布	2	丹後ちりめん	3	黒谷和紙
---	------	---	--------	---	------

京都市のみが指定している伝統産業製品

1	京袋物	2	京すだれ	3	工芸菓子	4	造園
5	清酒	6	薫香	7	伝統建築	8	額看板
9	菓子木型	10	かつら	11	金網細工	12	唐紙
13	かるた	14	きせる	15	京瓦	16	京真田紐
17	京足袋	18	京つげぐし	19	京葛籠	20	京丸うちわ
21	京弓	22	京和傘	23	截金	24	嵯峨面
25	尺八	26	三味線	27	調べ緒	28	茶筒
29	提燈	30	念珠玉	31	能面	32	花かんざし
33	帆布製カバン	34	伏見人形	35	邦楽器絃	36	矢
37	結納飾・水引工芸	38	和蠟燭	39	珠数	40	京菓子
41	京漬物	42	京料理	43	京こま		